

改正後	現 行
<p>（水路のコンクリート以外の使用材料） <b>第23条</b> （略） 2 （略） 3 第1項において、樹脂管を使用する場合にあっては、以下のものがある。 日本電気技術規格委員会規格 JESC H3004(2017)「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」の「2.1」</p>	<p>（水路のコンクリート以外の使用材料） <b>第23条</b> （略） 2 （略） 3 第1項において、樹脂管を使用する場合にあっては、以下のものがある。 日本電気技術規格委員会規格 JESC H3004(2012)「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」の「2.1」</p>
<p>（管胴本体の許容応力） <b>第33条</b> （略） 2～4 （略） 5 第1項において、樹脂管を使用する場合にあっては、日本電気技術規格委員会規格 JESC H3004(2017)「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」の「2.2」によるものとする。 6 （略）</p>	<p>（管胴本体の許容応力） <b>第33条</b> （略） 2～4 （略） 5 第1項において、樹脂管を使用する場合にあっては、日本電気技術規格委員会規格 JESC H3004(2012)「水路に使用する樹脂管（一般市販管）及びその許容応力」の「2.2」によるものとする。 6 （略）</p>

附 則

この解釈は、令和元年6月26日から施行する